

会計	繰越	検算	転記		
(5)	(5)	✓	⑤		
		✓	⑤		

収

支

報

告

書



(ふりがな)
1 政治団体の名称

いりた れいめいかい
池田 黎明会

2 主たる事務所の所在地

名古屋市天白区天白町野並上大塚124-1

令和 5 年分

3 代表者の氏名

池田 佳隆

4 会計責任者の氏名

柿沼 和宏

※該当箇所に ☒ すること

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☒ 有
公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名
池田 佳隆
☐ 無

国会議員関係政治団体の区分
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
池田 佳隆
公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者等)

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

※報告年の途中で資金管理団体の指定又は取消を行った場合のみ記入

※報告年の途中で国会議員関係政治団体の指定又は取消を行った場合のみ記入

事務担当者の氏名

柿沼 和宏

(電話)

03-3508-7616

(電話)

(電話)



「本年の収入額」及び「支出総額」がともに「0」の場合で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、表紙(①)及び②、⑦、⑩の4枚のみ(国会議員関係政治団体は、政治資金監査報告書を添付して)提出してください。

※報告年の途中で資金管理団体の指定又は取消を行った場合のみ記入

※報告年の途中で国会議員関係政治団体の指定又は取消を行った場合のみ記入

受付番号

1951

①

100350

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 (a) + (b) = A				十億			百万			千		円
(前年からの繰越額) (a)							9	2	2	1	1	891
(本年の収入額) (b)												不明
支 出 総 額 B												不明
翌年への繰越額 A - B												不明

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額				十億			百万			千		円
員 数												人

(2) 寄 附												
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額										備 考	
(ア) 個人からの寄附				十億			百万			千	不明	(その7)に内訳を記載
(うち特定寄附)											不明	
(イ) 法人その他の団体からの寄附											不明	(その7)に内訳を記載
(ウ) 政治団体からの寄附											不明	(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)											不明	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)											不明	
イ 政党匿名寄附											不明	
合 計 (ア+イ)											不明	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目		金 額								備 考		
		※ () 内に、項目ごとの本部又は支部に対する支出の額を記載										
1	経 常 経 費		十億		百万			千		円		
(1)	人 件 費									不 明	()	
(2)	光 熱 水 費									不 明	()	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費									不 明	()	
(4)	事 務 所 費									不 明	()	
	小 計									不 明	()	
2	政 治 活 動 費											
(1)	組 織 活 動 費									不 明	()	
(2)	選 挙 関 係 費									不 明	()	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費									不 明	ア～エの計 ()	
	ア 機関紙誌の発行事業費									不 明	()	
	イ 宣 伝 事 業 費									不 明	()	
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									不 明	()	
	エ そ の 他 の 事 業 費									不 明	()	
(4)	調 査 研 究 費									不 明	()	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金									不 明	()	
(6)	そ の 他 の 経 費									不 明	()	
	小 計									不 明	()	
	合 計									不 明		

(注1) 「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の経常経費に関する支出は、項目(人件費除く)ごとに(その14)に内訳を記載してください。

(注2) 政治活動費は項目ごとに(その15)に内訳を記載してください。

(注3) 本部又は支部に対する支出については、それらの項目ごとにその額を備考欄()内に記載するとともに、様式(その16)にも記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。



有に☑の場合は、項目別区分ごとに(その18)を作成してください。⑰

宣

誓

書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

関係書類が押収されているため、
収支の内訳が不明であり、記載
できません。当該不明部分については
明らかになった時点で訂正いたします。

令和6年 5 月 29 日

政治団体の名称 池田黎明会

会計責任者の氏名 柿沼 和宏



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

印

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、会計責任者の記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2）解散した場合のみ、代表者の記名押印又は署名も必要です。署名は必ず代表者本人が自署してください。

政治資金監査報告書

令和6年5月22日

池田黎明会

代表 池田 佳隆 殿

登録政治資金監査人

後藤 公平



登録番号第4959号

研修修了年月日 平成27年 11月 6日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、池田黎明会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項の定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、池田黎明会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されているかどうか不明であり、会計責任者において保管されていない。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されておらず、また、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていない。
- (3) 法第19条第13項第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、支出の状況が不明とされている。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しているかどうか、会計帳簿に基づいて記載されているかどうか不明である。

3 業務制限

池田黎明会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、池田黎明会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。